



倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛



倉吉市教育委員会訓令第1号

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部を改正する訓令

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱（令和3年倉吉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係） 事務職員と教職員が連携及び協働により担うもの			別表第1（第2条、第3条関係） 事務職員と教職員が連携及び協働により担うもの		
標準的職務内容		左の例	標準的職務内容		左の例
校務運営に関すること	略	略 <u>学校運営協議会への参画</u>	校務運営に関すること	略	略 <u>地域学校委員会への参画</u>
	地域との連携・渉外			地域との連携・渉外	
略			略		
略			略		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。